

ガソリンの容器による詰め替え販売時の確認が義務化されました

(令和2年2月1日施行)

顧客の本人確認、使用目的の確認、販売記録の作成が義務化

令和元年12月20日に危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（令和元年総務省令第67号）が公布されました。

この省令は、令和元年7月18日、京都市伏見区において、死者36名、負傷者33名の重大な人的被害を伴う爆発火災が発生したことから、同様の事案の発生を抑止するために改正されたものです。

ガソリンを容器に詰め替えて販売するときは、顧客の本人確認、使用目的の確認及び販売記録の作成を行うことが義務化されました。（令和2年2月1日施行）

給油取扱所の事業者関係者の皆様へ

ガソリン等の容器への詰め替えは、消防法令に適合した容器（携行缶等）を用いて行ってください。

ガソリンを小分けで販売する際は、顧客の本人確認や使用目的の問いかけを行ってください。

販売した数量、購入目的の記録を行ってください。

不審者を発見した場合は、警察へ通報してください。

【ガソリンを容器に詰め替えるときの確認等に係る運用要領について】

【事業者用 ガソリン購入に係るリーフレット】

[ガソリンの詰替え販売記録表 \(PDF\)](#) [エクセル \(xlsx\)](#)

[ガソリンの詰替え販売注文書 \(PDF\)](#) [エクセル \(xlsx\)](#)

ガソリンを携行缶で購入される皆様へ

ガソリンの携行缶への詰め替えは、消防法令に適合した容器（携行缶等）を用意してください。

ガソリンを携行缶で購入する場合、本人確認のため運転免許証などの掲示をお願いします。

掲示を必要としない場合がありますので、下記をご確認ください。

【ガソリンを容器に詰め替えるときの確認等に係る運用要領について】

購入するガソリンの使用目的について、ガソリンスタンド従業員からの問いかけにお答えください。

セルフスタンドでは、顧客自らがガソリンを容器に詰め替えることはできません。

（ガソリン販売は、自動車、バイク等への直接給油が原則です。）

【顧客用 ガソリン購入に係るリーフレット】

このページに関するお問い合わせ先

消防本部 予防課危険物係 電話番号：0853-21-6922